

渋民地区地区計画 建築物等の用途制限の詳細

A 地区	B 地区
<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第2(へ)項第3号及び第6号に掲げる建築物</p> <p>(2) 建築基準法別表第2(り)項第2号及び第3号に掲げる建築物</p>	

<p>※ A地区</p> <p>(1) (へ) 項第3号：劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの</p> <p>(へ) 項第6号：店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万㎡を超えるもの</p> <p>(2) (り) 項第2号：キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>(り) 項第3号：個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの</p>
--